公有財産台帳の登載誤り

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 春日丘高等学校 | 行政財産の使用許可について、公有財産台帳に登載していないものがあった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 | | 土地 | 3.50㎡ | 備蓄保管庫 | 免除 | 平30.４.１～令５.３.31 | | 土地 | 0.78㎡ | 災害用特設公衆電話用  電話線（屋外線） | 免除 | 平30.４.１～令５.３.31 | | 建物 | 4.2606㎡ | 災害用特設公衆電話用  電話線（屋外線、屋内線）、  保安器、電話機端子、  据付用木板 | 免除 | 平30.４.１～令５.３.31 | | 土地 | 0.64㎡ | 茨木市指定避難所標識柱 | 免除 | 平30.４.１～令５.３.31 | | 建物 | 0.24㎡ | 避難所開設案内看板 | 免除 | 平30.４.１～令５.３.31 | | 建物 | 0.0012㎡ | 標高表示板 | 免除 | 平30.４.１～令５.３.31 | | 検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府公有財産規則】  (使用状況の確認)  第31条　部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （使用許可、貸付又は使用承認の状況）  第19条　部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。  ２　登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。 | 検出事項について、公有財産台帳に新規登録を行った。  今後は、大阪府公有財産規則等に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和３年10月29日）